

どんなに障害が重くても、地域で暮らしていくために必要な支援とは何か

風の子そだち園・園長

松村 昌子

淡路こども園・園長

岩崎 隆彦

地域生活支援センター風の輪・代表

加藤 啓一郎

表現について、一部現在では使用しないもの又は言い換えられているものがありますが、歴史的見地から当時のまま掲載しています。ご了承下さい。

1. はじめに

(1) 国の地域生活支援の方向

1995年に発表された新長期計画「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略」では、障害者が地域で共に生活できることを障害者施策の基本としている。この計画に基づいて国は、障害者地域生活支援センターを、おおむね人口30万人に2カ所ずつ(5万人につき1カ所)設置する予定であり、1996年度から3種の事業(「市町村障害者地域生活支援事業」、「障害児(者)地域療育等支援事業」、「精神障害者地域生活支援事業」)を実施し、準備をすすめている。この流れの中で、ここ数年、全国に地域生活支援センターが次々と作られるようになってきた。

1999年心身協主催の地域生活支援システム研究会議は、地域生活支援センター基本構想案を発表した。これは、今後の地域生活支援センターのあるべき姿を描いたものであり、障害者一人ひとりの多様で個別的なニーズに応え、地域生活の支援をめざすという意味で重要である。基本構想案では、求められる7つの基本的性格として、総合性、個別性、即応性、利便性、責任性、参加性、開拓性を挙げ、具体的機能として、情報提供機能、相談機能、サービスの提供・創出機能、連絡調整・ネットワーク形成機能に言及している。

この支援センター案が実現されると、24時間、365日を視野に入れた、利用者主体のサービスが可能となり、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイ、レスパイトサービスなど、これまで不十分であった多様なサービスを提供できるようになる。これは画期的なことであり、誰しものが待ち望んでいたものである。しかし、この支援センター案で、いわゆる強度行動障害を示す人々も含め、重い障害を持った人々が地域で生活することは、本当に可能になるのだろうか。

(続く、全30頁)

以下目次

2. 何が本人を難しくするのか
3. 問題行動の理解と援助の視点
4. 重い障害を持つ人の地域生活を支える援助のあり方
5. おわりに